

大阪国際がんセンターにおける個人情報の保護に関する規程

1 基本理念

1-1 目的

この規程は、大阪府個人情報保護条例（以下「条例」という。）に基づき、大阪国際がんセンター（以下「センター」という。）における患者とその関係者（以下「患者等」という。）に関する個人情報の取扱いについて必要な事項を定め、個人情報取扱事務の適正な執行を図ることを目的とする。大阪国際がんセンターに従事するすべての者（当法人の職員就業規則第2条第1項から5項に記載された職員、センターにおいて従事する請負労働者・派遣労働者・団体職員、実習生・研修生・ボランティア等をいう。以下「職員等」という。）は、「大阪国際がんセンターにおける個人情報の保護に関する規程」（以下「センター内規程」という。）や条例等に基づき、患者等に関する個人情報を適切に取り扱うものとする。

1-2 守秘義務

職員等は、従事した際に知り得た患者等の個人情報を、正当な事由なく第三者に漏らしてはならない。また、従事しなくなった後においても同様とする。

2 用語の定義

2-1 用語の定義

この規程で使う用語の定義は、条例で定めるもののほか以下のとおりとする。

(1) 個人情報

個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。氏名、生年月日、住所等の基本的な情報から、既往症、診療の内容、受けた処置の内容、検査結果、それらにもとづいて医療従事者がなした診断・判断、評価・観察等までも含む患者等の個人を特定することができる情報のすべてをいう。

(2) 診療記録等

診療の過程で患者の身体状況、症状、治療等について作成または収集された書面、画像等の一切をいう。センターで取り扱う代表的な記録として、診療録、手術記録、麻酔記録、各種検査記録、検査成績、エックス線写真、看護記録、紹介状、処方せんの控えなどがある。

(3) 匿名化

個人情報の一部を削除または加工することにより、特定の個人を識別できない状態にすることをいう。匿名化された情報は個人情報としては扱われない。ただし、その情報を主として利用する者が、他の情報と照合することによって容易に特定の個人を識別できる場合には、未だ匿名化は不十分である。

3 個人情報の収集

3-1 利用目的の通知

職員等は、患者等から個人情報を収集する際には、その情報の利用目的、当該情報を第三者に提供する場合について、あらかじめ患者等に通知しなくてはならない。ただし、

初診時に通常の診療の範囲内での利用目的、第三者提供の内容を通知する場合には、書式1による院内掲示をもって代えることができる。

3-2 利用目的の変更

前項の手順にしたがっていったん特定した利用目的を後に変更する場合には、改めて患者に利用目的の変更内容を通知し、または院内掲示等により公表しなくてはならない。

4 診療記録等の取り扱い

【紙媒体により保存されている診療記録等】

4-1 診療記録等の保存の際の注意

診療記録等の保存については、毎日の業務終了時に所定の保存場所に収納し、滅失、毀損、盗難等の防止に十分留意するものとする。

4-2 診療記録等の利用時の注意

患者の診療中や事務作業中など、診療記録等を業務に利用する際には、滅失、毀損、盗難等の防止に十分留意するとともに、記録の内容が他の患者など部外者等の目に触れないよう配慮しなくてはならない。

【電磁媒体により保存されている診療記録等】

4-3 診療記録等の保存及びセキュリティの確保

診療記録等をコンピューター、サーバー、USBなど（以下、これらを総称して「電磁媒体」という。）に保存している部署では、利用実態等に応じて、情報へのアクセス制限等を適宜実施するものとする。また、通信回線等を経由しての情報漏出や外部からの不正侵入等の被害を未然に防ぐよう、厳重な措置を講じるものとする。

上記に定めるもののほか、電磁媒体により保存されている診療記録等に係る取扱いは「大阪国際がんセンター病院情報システムの運用管理規程」に定めるところによるものとする。

【紙媒体、電磁媒体共通】

4-4 診療記録等の修正及び廃棄

保存年限を超過したことなどにより診療記録等を廃棄する場合には、紙の裁断や溶解、電磁媒体の破壊など物理的に復元不可能な方法により行うものとする。

上記に定めるもののほか、診療記録等の修正などについては「大阪国際がんセンター診療録記載マニュアル」の定めるところによるものとする。

5 診療および請求事務以外での診療記録等の利用

5-1 目的外利用の禁止

職員等は、条例の定める利用目的の制限の例外に該当する場合を除き、あらかじめ患者本人の同意を得ないで〔3-1〕で特定した利用目的の達成に必要な範囲を越えて、患者の個人情報を取り扱ってはならない。

5-2 匿名化による利用

患者の診療記録等に含まれる情報を、診療および診療報酬請求事務以外の場面で利

用する場合には、その利用目的を達しうる範囲内で、可能な限り匿名化しなければならない。

6 教育・研修および研究における診療記録等の利用

6-1 教育・研修を受ける際の注意

職員等のうち教育・研修を目的とし、許可を得てセンターへの受け入れを承認され、教育・研修のためセンターの診療記録等を扱う者は、教育・研修開始時にこの義務を遵守することを書面にて誓約しなければならない。

6-2 研究における診療記録の取り扱いについて

研究のために診療記録等を取り扱う者は別に定める「臨床研究に関する倫理指針」（平成20年7月31日全部改正）および「疫学研究に対する倫理指針」（平成25年4月1日一部改正）を遵守しなければならない。

6-3 研究における診療記録を取り扱う際の注意

診療記録等を研究目的で利用する際には、その研究内容について院内倫理審査委員会の審査を経て総長の許可を得なければならない。併せて研究内容を患者に説明の上、文書にて同意文書（IC）をあらかじめ得なければならない。なおがん登録業務などあらかじめ別に定められた業務はそれぞれの取り扱い規定に従うものとする。

6-4 研究における診療記録を取り扱う際の注意

教育・研修および研究を目的とした診療記録等およびその複写物、記憶媒体の院外持ち出しは原則として禁止する。

6-5 教育・研修および研究を目的とした発表の際の注意

センター内外での教育・研修・研究発表目的でのセミナー・講義・講演・学会発表で診療記録等を用いる場合には、匿名化の上、本規程を遵守した形で行なわなければならない。教育・研修・研究発表目的で複写物、著作物を作成する場合も同様である。

7 個人情報の第三者への提供

7-1 患者本人の同意にもとづく第三者提供

患者の個人情報を第三者に提供する際には、〔3-1〕にもとづいてあらかじめ通知している場合を除き、原則として本人の同意を得なくてはならない。法令にもとづく第三者提供であっても、第三者提供をするか否かをセンターが任意に判断しうる場合には、提供に際して原則として本人の同意を得るものとする。

7-2 患者本人の同意を必要としない第三者提供

〔7-1〕の規定にかかわらず、以下の場合には条例第8条第2項の規定により、本人の同意を得ることなく第三者へ提供することができる。

(1) 法令上の届け出義務、報告義務等にもとづく場合。（主な事例は別表1のとおり）ただし、これらの場合においても、可能なかぎり第三者提供の事実を患者等に告知し

ておくことが望ましい。

- (2) 意識不明または判断能力に疑いがある患者につき、治療上の必要性から病状等を家族、関係機関等に連絡、照会等をする場合
- (3) 地域がん登録事業への情報提供、児童虐待事例についての関係機関への情報提供など、公衆衛生の向上又は児童の保護のために必要性があり、かつ本人の同意を取得することが困難な場合
- (4) その他、法令にもとづいて国、地方公共団体等の機関に協力するために個人情報提供が必要であり、かつ本人の同意を取得することにより、当該目的の達成に支障を及ぼす恐れがある場合

8 苦情・相談等への対応

8-1 苦情・相談等への対応

個人情報の取り扱い等に関する患者等からの苦情・相談等は、各受付あるいは「患者総合相談室」で対応するものとする。

8-2 個人情報保護に関する大阪国際がんセンター診療情報提供審査会について

〔8-1〕による対応が困難な事例については、総長は「大阪国際がんセンター診療情報提供審査会」に諮問するものとする。本委員会の開催は必要に応じて副病院長が招集するものとする。

附 則 この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この規程は、平成 29 年 3 月 9 日から施行する。

附 則 この規程は、平成 29 年 3 月 25 日から施行する。